

関東地方整備局メディア連携協議会（南関東ブロック）

規 約

（名称）

第1条 本会は、「関東地方整備局メディア連携協議会（南関東ブロック）」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、地域のリスク情報や地震・水害・土砂災害情報、雪害による道路情報等について、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施するため、各機関での取組内容の共有と、連携関係の構築を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 本協議会は、地震情報、水害・土砂災害のハザード・リスク情報、雪害による道路情報を発信、伝達する行政、メディア関係者で協議会への参画を希望した別紙の機関で構成する。

（協議会）

第4条 協議会は、国土交通省関東地方整備局河川部水災害予報センター長が招集する。

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として公開とし、会議資料は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省関東地方整備局ホームページで公開とする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省関東地方整備局河川部水災害予報センターが行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定める。

(付則)

この規約は、令和6年9月12日から施行する。

別紙

20250808 時点

参加団体一覧（五十音順）

【メディア関係】

株式会社アール・エフ・ラジオ日本
株式会社朝日新聞さいたま総局
株式会社いちほらコミュニティー・ネットワーク・テレビ
入間ケーブルテレビ株式会社
株式会社 Inter FM897
NHK 首都圏局
株式会社エフエムナックファイブ
株式会社神奈川新聞社
特定非営利活動法人 気象と地域防災フォーラム
特定非営利活動法人 気象キャスターネットワーク
株式会社広域高速ネット二九六
行田ケーブルテレビ株式会社
一般社団法人共同通信社さいたま支局
株式会社埼玉新聞社
狭山ケーブルテレビ株式会社
株式会社産業経済新聞社さいたま総局
株式会社時事通信社さいたま支局
株式会社ジュピターテレコム（JCOM 株式会社）
湘南ケーブルネットワーク株式会社
株式会社多摩テレビ
多摩ケーブルネットワーク株式会社
株式会社 TBS テレビ
株式会社 TBS ラジオ
千葉テレビ放送株式会社
株式会社千葉日報社
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ埼玉
株式会社テレビ東京
株式会社テレビ神奈川
東京ケーブルネットワーク
株式会社東京新聞さいたま支局
東京ベイネットワーク株式会社
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

成田ケーブルテレビ株式会社
株式会社ニッポン放送
株式会社日本経済新聞社さいたま支局
日本テレビ放送網株式会社
飯能ケーブルテレビ株式会社
東松山ケーブルテレビ株式会社
株式会社フジテレビジョン
株式会社文化放送
株式会社ベイエフエム
株式会社毎日新聞社さいたま支局
YOUテレビ株式会社
ゆずの里ケーブルテレビ株式会社
横浜エフエム放送株式会社
株式会社読売新聞さいたま支局

【行政関係】

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河港課
埼玉県 県土整備部 河川砂防課
東京都 建設局 河川部 防災課
千葉県 県土整備部 河川環境課

気象庁 東京管区气象台
熊谷地方气象台
鉾子地方气象台
横浜地方气象台

国土交通省 関東地方整備局 河川部、道路部、防災室
国土交通省 関東地方整備局 関係事務所